

普通預金規定・決済用普通預金規定・あしぎん総合口座取引規定

株式会社 足利銀行

【普通預金規定】

1. 取引開始時の届出事項

預金取引を新たに開始するときは、当行所定の方法により名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を届け出てください。当行は、法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。

2. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

なお、〈あしぎん〉自動入出金機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額を当行が定めた範囲内とし〈あしぎん〉自動入出金機が現金を確認したうえで受入れの手続きをします。

3. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記第14条第2項の各号、第3項の各号、および第4項のいずれかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 為替による振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めています。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の当該受入記帳行に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申出であることの確認等の手続を求めています。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

7. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

9. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

さい。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他の取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. 取引の制限・謝絶

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

- (6) この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めています。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。

- (7) 第1項から第6項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。なお、当行所定の解約については、当店のほか当行国内本支店に申出てください。

- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が前記第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合

- ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

- ⑥ この預金者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合

- ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、

普通預金規定・決済用普通預金規定・あしぎん総合口座取引規定

株式会社 足利銀行

その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人等を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、この預金について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由をホームページに掲載します。

18. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預

金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
 - ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となったこと（当該手続が終了した日）
 - ④総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（他の預金に係る最終異動日等）

19. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金について、振込みその他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

20. 口座管理料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは口座管理料以外の払戻がない場合は、当行が定める口座管理料を徴収します。
- (2) 口座管理料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。
- (3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、残高全額を口座管理料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。

21. 通帳利用手数料

2022年4月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「通帳利用手数料規定」が適用されます

22. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

【普通預金決済専用無利息型規定】

1. 決済用預金の定義

- (1) 決済用預金とは、①要求払預金（預入期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金）、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息（当行とお客さまとの間で預金利息を付さないことを約した場合）、の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 普通預金決済専用無利息型は、決済用預金に該当します

2. 利息

この取引をお申しいただいた普通預金（総合口座取引における普通預金を含みます）につきましては、普通預金規定（または総合口座取引規定）および別途お申しいただいた各サービス規定における利息に係る規定にかかわらず、預金利息は付けないものといたします。

3. 既存普通預金を普通預金決済専用無利息型へ変更する場合の未払利息の取扱

変更のお申込日に未払いの普通預金利息がある場合は、変更後の初回利払日に清算して、当該口座に入金いたします。

4. 普通預金決済専用無利息型から普通預金へ変更した場合の留意点

普通預金決済専用無利息型から普通預金へ変更した場合、変更後の普通預金は預金保険制度の全額保護の対象外となります。

5. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（または総合口座取引規定）および各サービス規定により取扱います。

以上

【あしぎん総合口座取引規定】

1. 取引開始時の届出事項

預金取引を新たに開始するときは、当行所定の方法により氏名、住所、生年月日その他の届出事項を届け出てください。当行は、法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。

2. 総合口座取引

(1) 次の各取引は、あしぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金
- ② 期日指定定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます）
- ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

3. 取扱店の範囲

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。なお、＜あしぎん＞自動入出金機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額を当行が定めた範囲内としくあしぎん＞自動入出金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

(2) 期日指定定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金（M型）の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れを除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、または当行所定の書替継続については、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。解約（期日指定定期預金、据置定期預金および自由金利型定期預金（M型）の一部解約を含みます。）のときはまたは書替継続（当行所定の書替継続を除きます。）のときは本店のみで取扱います。ただし、当行がやむをえないものと認めた場合には、当行国内本支店にて取扱います。

4. 定期預金の自動継続等

(1) 自動継続定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。また、期日指定定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長お預り期限にそれぞれ期日指定定期預金、据置定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後の期日指定定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合は、自由金利型3年定期預金（M型）の複利型として継続し、継続後の据置定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合には自動継続しません。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置定期預金については、最長お預り期限（継続をしたときはその最長お預り期限）までにその旨を当店に申出てください。

(4) 継続を停止した期日指定定期預金のうち最長お預り期限を満期日としたものは、満期日に自動的に解約し、元金はこの取引の普通預金へ入金します。

(5) 継続を停止した据置定期預金は、最長お預り期限到来時に自動的に解約し、元金はこの取引の普通預金へ入金します。

(6) 継続を停止した自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金は満期日に自動的に解約し、元金はこの取引の普通預金へ入金します。

5. 預金の払戻し等

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお、当行所定の書替継続については、通帳のみでも取扱います。

(2) 前項の払戻し、解約または書替継続の手続に加え、当行は、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約もしくは書替継続することについて正統な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し、解約または書替継続を行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻しができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 預金利息の支払い

(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはありません。

7. 当座貸越

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、定期預金の合計額90%または500万円のうちのいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. 貸越金の担保

(1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

① この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるとときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. 貸越金利息等

(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B. 据置定期預金を貸越金の担保とする場合
その据置定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

C. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。また、普通預金に残高のある場合は、普通預金から引落すこともできるものとします。なお、定期預金の一部について解約（期日指定定期預金、据置定期預金および自由金利型定期預金（M型）の一部解約を含みます。）があった場合でも、貸越元金金の額が残存する極度額を上回る場合は同様とします。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。

10. 届出事項の変更、通帳の再発行等

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 即時支払

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元金金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

普通預金規定・決済用普通預金規定・あしぎん総合口座取引規定

株式会社 足利銀行

- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店または当行国内本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この預金口座取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人等を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前項に基づく解約をした場合には、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 普通預金、定期預金、その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充てたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指

定できるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 総合口座取引に係る預金の最終異動日等

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱いま

19. 通帳利用手数料

2022年4月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「通帳利用手数料規定」が適用されます

20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- 以上

【盗難通帳（証書）による個人のお客さまの預金等の不正払戻し被害補償に関する規定】

個人のお客さま（この規定において以下「預金者」といいます。）については、各預金規定等に定める事項に加え、次の規定が適用されます。

1. 預金の払戻し

この預金の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻を含む。以下同じ。）にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることができます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. 印鑑照合等

払戻請求書、解約依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

3. 盗難通帳による払戻し等

- (1) 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- なお、預金者の過失・重過失の例示は後記をご参照ください。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ②通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において、同様とします。
- (6) 当行が第 2 項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【盗難通帳被害において預金者の重大な過失または過失となりうる場合】

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下の通りです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、解約依頼書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合。

※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下の通りです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、解約依頼書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

(2023 年 9 月 1 日現在)